



事務連絡

平成29年12月21日

都道府県トラック協会
専務理事 殿

公益社団法人全日本トラック協会
常務理事 藤原 利雄

平成29年度第4四半期におけるセーフティネット保証5号の業種指定について

平素は、当協会の業務運営等につきまして格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、経済産業省・中小企業庁より、中小企業・小規模事業者の資金繰り支援対策であるセーフティネット保証5号の対象業種について、トラック運送業（一般、特積、特定）は引続き、平成29年度第4四半期（平成30年1～3月）についても「業況の悪化している業種」として指定された旨の発表がありました。

保証制度の概要は別添資料の通りですので、会員各位に周知いただきますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

敬具

添付資料

(別添1)

セーフティネット保証5号の対象業種を指定します

(平成29年度第4四半期分) (経済産業省)

※経済産業省公表資料は下記URLに掲載されております。

(全ト協ホームページ(経営改善対策)からもリンクしています)

<http://www.meti.go.jp/press/2017/12/20171220002/20171220002.html>

(経済産業省・中小企業庁TOPページ「新着情報」(平成29年12月20日))

(別添2)

「セーフティネット保証制度5号認定業種の再指定について」

(全ト協作成)

以上



1. 対象者

業況の悪化している業種に属する事業を行う中小企業者であって、経営の安定に支障が生じていることについて、市区町村長の認定※を受けた中小企業者。

※企業認定基準

指定業種に属する中小企業者であって、以下のいずれかの基準を満たすこと。

- イ) 最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少している中小企業者。
- ロ) 製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず製品等価格に転嫁できていない中小企業者。

2. 保証限度額、保証割合、保証料率

保証限度額：一般保証とは別枠で、無担保保証8千万円、最大で2億8千万円

保証割合：借入額の100%

保証料率：保証協会所定の料率（0.7～1.0%）

セーフティネット保証制度5号指定業種の再指定について

平成29年12月
(公社)全日本トラック協会

1. セーフティネット保証(5号)の指定業種について

トラック運送事業が継続してセーフティネット保証(5号)の業種指定を受けるため、各都道府県トラック協会の協力を得て3ヵ月毎に実態調査を実施。その結果を基に、国土交通省を通じて、中小企業庁に対して申請を行っている。

トラック運送事業は、セーフティネット保証の認定業種として平成10年7月から平成29年12月末まで継続して指定されていたが、今般さらに平成30年1月1日~3月31日についても引続き業種指定されたことが、12月20日に経済産業省・中小企業庁から発表された。

業況の悪化により経営の安定に支障をきたしている業種は、中小企業庁から指定を受けることでセーフティネット保証の特例措置が適用される。^{※1}

※1 セーフティネット保証5号の指定業種の推移

指定期間	平成28年10月1日 ~ 平成28年12月31日	→	236業種
	平成29年 1月1日 ~ 平成29年 3月31日	→	262業種
	平成29年 4月1日 ~ 平成29年 6月30日	→	247業種
	平成29年 7月1日 ~ 平成29年 9月30日	→	184業種
	平成29年10月1日 ~ 平成29年12月31日	→	161業種
	平成30年 1月1日 ~ 平成30年 3月31日	→	191業種

2. セーフティネット保証制度とは

セーフティネット保証制度は、中小企業信用保険法第2条第5項第5号(全国的に業況の悪化している業種に属する中小事業者)にもとづき業種指定を行い、指定業種に属する中小企業者が金融機関から事業資金を借り入れる際、信用保証協会がその債務を保証する制度。

これにより、金融機関の貸し出しリスクが信用保証協会によってカバーされるため、中小企業者は融資を受けやすくなる。

3. セーフティネット保証(中小企業者)の認定要件の概要について

以下のいずれかの要件を満たすことについて、市区町村長の認定を受けた中小企業者が対象。

- (イ) 指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比5%以上減少の中小企業者。
- (ロ) 指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者。

4. セーフティネット保証の特例措置について

① 保証限度額の別枠化：一般保証限度額とは別枠の保証限度額が設けられます。

	一般保証限度額		別枠保証限度額
普通保証	2億円以内	+	2億円以内
無担保保証	8,000万円以内		8,000万円以内
無担保無保証人保証	1,250万円以内		1,250万円以内

※ 金融機関や信用保証協会の金融上の審査(事業見通し、返済能力等)によって、実際に保証を受けられる額が決められます。無条件で倍額までの保証が受けられるものではありません。

② 保証割合 一般保証：融資額の80% セーフティネット保証：融資額の100%

③ 信用保証料率の引き下げ：一般保証の場合と比べて信用保証料率が引き下げられます。

	一般保証		信用保証制度特例措置
保証料率	年0.45 ~ 2.2%	+	概ね0.7~1%以内 特例措置による保証料率は信用保証協会ごと及び信用保証制度ごとに定められております。